

【資料－3】

平成25年4月12日  
事業者説明会

## 平成25年度 コンサルタント業務等の積算について

中部地方整備局

○本資料は改訂の概要を示した資料であり、詳細な内容については情報公開室、事務所閲覧コーナーに設置してある  
基準書などをご確認願います。

## ○平成25年度コンサルタント業務等の積算について

### ○平成25年度 全国歩掛の改定項目

1. 空中写真測量の標準歩掛【改定】
2. 航空レーザ測量の標準歩掛【新規制定】
3. 橋梁定期点検業務の標準歩掛【新規制定】

### ○設計業務等共通仕様書の改定項目

- (1) 技術基準類の一覧の更新【調査設計】  
共通仕様書に定める主要技術基準及び参考図書について、最新情報に更新。
- (2) 道路詳細設計における舗装工設計の比較検討の追加【調査設計】  
土工部における適所でのコンクリート舗装の活用を促すために、設計段階で比較検討を追加。
- (3) 橋梁定期点検業務の業務内容の追加【調査設計】  
橋梁定期点検業務の標準歩掛制定に伴い追加。
- (4) 電気通信施設設計業務共通仕様書  
電気通信施設の設計にあたり、地震、津波、風水害等の自然災害を考慮することを明記。
- (5) 道路交通量調査共通仕様書【中部地方整備局】の廃止

## ○平成25年度コンサルタント業務等の積算について

### ○平成25年度 積算資料(調査編)【中部地方整備局運用】の主な改定項目

1. 設計業務等に関する現地踏査及び地質調査業務に関する現地調査の旅費の計上を明記。

#### 第1章 総則

##### 1. 旅費交通費

- 1) 現地調査・設計協議及び地元協議等が近距離の場合の旅費交通費は、一人／回の往復旅費が1,000円未満(税抜き)は計上しなくてもよい。
- 2) 設計業務等に関する現地踏査及び地質調査業務に関する現地調査の旅費は、原則として積算上の基地から現地までの往復旅行時間を、連絡車(ライトバン)運転により計上する。  
なお、積算にあたっては、歩掛の構成人数に関わらず連絡車(ライトバン)1台を計上する。